

議案第 6 3 号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川崎市国民健康保険条例（昭和 3 3 年川崎市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「4 2 0, 0 0 0 円」を「5 0 0, 0 0 0 円」に改める。

第 3 2 条の 3 第 3 項中「（当該特例対象被保険者等に係るものに限る。）」を「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第 6 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後における出産に係る出産育児一時金から適用する。

参考資料

制 定 要 旨

出産育児一時金の額を引き上げ、及び雇用保険法施行規則の一部改正に伴い、
所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。